

第5期第2回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 令和元年11月27日(水)午前9時30分から10時50分
- 2 場所 区役所 地下多目的会議室
- 3 出席委員 森山委員、松澤委員、的野委員、市川委員、田中康子委員
北川委員、松本委員、安部井委員、中野委員、渡辺委員
伊東委員、榎本委員、寺尾委員、上原委員、田中幸彦委員
蔵方委員、菊池委員、石野委員、益子委員、藤巻委員
高橋委員、齋藤委員
(以上22名)
- 4 傍聴者 4名
- 5 議題
 - (1) 専門部会からの報告
 - (2) 練馬区障害者計画(一部改定)・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の
取組状況について
 - (3) 障害者基礎調査の実施について
 - (4) 北町二丁目の多機能型地域生活支援拠点の整備について

○会長

定刻でございますので、始めさせていただきます。第5期の第2回、練馬区障害者自立支援協議会の開催でございます。

一言ご挨拶申し上げます。お足元の悪い中、また、お寒い中をお越しいたきまして、ありがとうございます。本日の議題の中にありますが、計画の改定の時期になっております。東京都では、障害者施策推進協議会で作業を開始する予定でございます。国も計画の指針を出したところです。

障害者地域自立支援協議会は、計画策定の主体ではありませんが、意見を聞くということになっておりますので、皆さまから適宜ご意見を頂戴する機会が設けられるかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。専門部会が精力的にいろいろと会議を積み重ねてくださっています。では、専門部会の報告をよろしく願いいたします。

○事務局

資料1の説明(権利擁護部会)

○委員

資料1の説明(地域生活・高齢期支援部会)

○委員

資料1の説明(相談支援部会)

○委員

資料1の説明（地域包括ケアシステム・地域移行部会）

○会長

ありがとうございました。各専門部会から報告をいただきました。何か委員の皆さま、補足あるいはご意見、ご質問等があれば、ご発言をお願いします。

今期、部会の開催は何回あるのですか。次は、1月～2月ころ開催ですか。

○事務局

今期、任期は2年です。今年度は、1月から2月頃に、第2回目の専門部会を開催する予定です。

○会長

専門部会での議論というのが、障害者計画などにおいても随分大事な役割を果たしてくださると思います。とりわけ現場の実践での課題を、施策として解決するという側面と、当事者や支援者、そこでの力量なり、レベルを上げていくという、そういう側面があります。それから、当事者の、いわゆるエンパワーメントという側面もあります。

委員から何かございますか。

○委員

私は地域包括ケアシステム・地域移行部会に参加させていただいていますが、権利擁護部会において、虐待防止では相談支援事業所の力が必要だということや、地域移行部会では、高齢化の課題という話が出ていて、これは高齢期部会とかかわりがあると思います。各4つの部会の中で共通するような検討課題というのがあると思うので、それは、部会同士で内容を擦り合わせる工夫はあるのでしょうか。

例えば虐待防止のことを相談支援で取り組むということであれば、相談支援部会でも取り上げていただくとか、そのような部会同士の横のつながりができるといいと思いました。

○会長

ありがとうございます。この件については、この協議会が各部会の議論を統合する場でございます。加えて、事前に専門部会の事務局同士で少し調整をしていただくというような機会があるといいと思います。何かご意見はございますか。

○事務局

事務局です。専門部会として、テーマごとに分かれて検討しているところですが、完全にテーマを分けて考えるということは難しいところです。

各専門部会の事務局が月1回、事務局会議という形で集まって検討をしております。そこで課題を共有しながら進めていきたいと考えています。

○会長

各専門部会の事務局から何かございますか。

○委員

月に1回、自立支援協議会事務局会議で情報交換をしております。たとえば、相談支援部会の議論について、この点については高齢部会から意見をいただきたいという、そういう話はできるようになっています。他の部会を上手に使っていくような視点で運営できたらいいと思っています。

○会長

ぜひ専門部会の報告と同時に、課題の投げ掛けみたいなものを工夫して提起していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

他に何かご発言がなければ、次の議題へ行ってもよいでしょうか。

それでは、練馬区障害者計画、これの一部改定と、障害福祉計画。障害者計画と障害福祉計画というのは、障害者福祉法、障害者総合支援法、それぞれに基づく計画。それから障害児の福祉計画が入っております。事務局から説明をよろしくお願いをいたします。

○事務局

資料2の説明

○会長

ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見等はございますか。

今までの事業実績のご報告が中心でした。意見を提起していただく機会があるかと思いますが、そのためのベースの資料として、ご提起いただいたという理解をいたします。

私は、最近居住支援のことが気になっています。障害の場合は、生活の場としての住まいということがとても重要です。住宅確保要配慮の対象の中に、障害者が入っています。色々なところで進められている、シングルファミリーと障害のある方、高齢者が一緒に住むシェアハウスとか、共同居住というような、そういう考え方が進み、実践も始まっております。

練馬区は居住支援協議会はできていますか。

○障害者施策推進課長

居住支援協議会はございます。私もその会議に参加しています。

○会長

生活支援を行う NPO 法人や社会福祉法人を居住支援法人という形で登録をする。不動産業者も、住宅確保要配慮者に対する配慮をするという意味で、居住支援法人を取っていただいて、そこで支援の幅を広げていこうという取り組みがあります。

23 区ですと、豊島区が先行して居住支援協議会を運用していますが、空き家がものすごく多い。練馬も例外ではないと思いますが、賃貸用の空き家と同時に、戸建て住宅の空き家が相当増えている。家主の理解をいただきながらの活用となると、住宅確保要配慮者のシェアハウスが必要でないかという議論は出てきています。それを運営する NPO 法人の活用が始まっておりますので、そういうことを注視いただければと思います。

これは障害者計画のテーマでございますが、地域移行の受け止め先の住まいが重要かと思えます。地域移行した途端に孤立したら困るので、それを支える生活支援という、それを抱え込むような形ではない支援のあり方も、いろいろ工夫しなければいけない。それを検討する場というのが、地域包括ケアシステム・地域移行部会かと思えます。また、入居を断るというのは、権利擁護の話と関わります。そうすると、区民、事業者の理解を一層高めていただくという動きと、一緒に連動しなければいけません。意見として、僭越ながら申し上げさせていただきます。

要するに、一つ一つの障害の施策は、地域力を上手に活用するような工夫もぜひ併せてやっていただきたい。

それから、先ほどから出ておりますが、制度としては、介護保険制度が先行しています。高齢期に向かった障害者の支援も、改めて議論をしていただきたいと思えます。

○委員

今のご説明で、分からないところがあります。令和 2 年度の目標、これは、みどりの風吹くまちビジョン、第 2 次ビジョンのアクションプランを受けた数字だと思います。練馬区のサイトには、令和 2 年度の目標というのは、どこにも出ていないように思われたんですが、掲載があるのでしょうか。

○事務局

障害者計画については、ビジョンの個別の計画ですが、配布資料に記載のものにつきましても、障害者計画の冊子に記載のものということで、令和 2 年度までのものを載せさせていただいてございます。

ビジョンの計画期間が平成 35 年度までになってございますので、こちらは計画の期間の目標を載せさせていただいてございます。

○委員

それは第 2 次みどりの風吹くビジョンアクションプランとなっているのでし

ようか。

○事務局

こちらのほうは障害者計画のみとなっておりますので、ビジョンの記載はこちらには入っていません。

○委員

その第2次アクションプランでは、この令和2年度の目標に挙がっているような施策については、目標はまだ示されていないと思っていました。

どこにも根拠のない計画というのは困ると思ってお尋ねしました。特に私が問題にしているのは、地域精神保健相談員の数が、平成30年度で4名になった、その2年後の令和2年度の目標で、変わらず4名のままです。こういう計画はあり得るのかなということで調べてみたのですが、公開されていないように思いました。

○会長

事務局、どうぞ。

○事務局

分かりづらい点、申し訳ございませんでした。資料2の重点事業というのが、みどりの風吹くまちビジョンのアクションプランです。平成30年度、31年度の計画と併せているものでございます。第2次みどりの風吹くまちビジョンにつきましては、この計画の策定の後に、昨年度策定したものになってございますので、一部ビジョンとは取り組む年度の目標など、合っていない部分がございます。

○会長

また、もう少し精査して、個別にご説明いただければと思います。

○委員

要するに、整合性の取れた計画をお願いしたいです。一度目標を出したら変えないでいただきたい。しかも、現状維持のままで目標というのは、怠慢な態度だというふうに受け取れてしまうものです。後で、ご説明いただければと思います。

○会長

一方で、目標の示し方には事情などもあろうかと思えます。長期目標や中期目標、どういう検討が行われているなど、そういうのを併記されるとよろしいと思えます。

ぜひ目標を掲げて、それに対して達成できる努力をしているということを知りやすく説明して、理解していただく工夫が必要かと思えます。

それから、令和2年度の目標というのは、予算編成の話と絡んでいる部分があ

ると思います。ただ、その先に長期的な計画の目標もあるはずです。少し理解を深めていただくための情報の追加も必要かもしれません。

何か事務局、ございますか。

○障害者施策推進課長

事務局でご説明したことを、もう一度あらためてご説明させていただきます。この資料2につきましては、今、現行の障害者計画、こちらの進捗状況、昨年度の取り組み状況などをお示ししたものです。平成30年度取り組み実績ということで書かせていただいています。

この令和2年度目標というのは、今の現行計画が令和2年度のところの目標値を出していますので、そこの目標を示したものになります。

みどりの風吹くまちビジョンのアクションプランとの関係につきましては、みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン、30年、31年度のもので書かれたものが今回障害者計画の中で重点事業として示しました。

第2次アクションプランというのも策定いたしまして、そちらでは、先ほどのお問い合わせの精神保健相談員については体制等を図るということで示させていただいているものです。本日は障害者計画の今の取り組み状況と、現行のものをお示ししました。令和2年度、その後どうなるかというのは、次期の障害者計画の策定に入ってくるという状況でございます。

○会長

はい、どうぞ。

○福祉部長

補足しますが、ご心配なのは、現在の目標に4名と書いてあって、これを達成して、さらに次の目標で4名掲げるとというのは、それはいかにも怠慢じゃないかという趣旨だと思います。

もしそのとおりに資料を出したのだとすれば、おっしゃるとおりだと思います。私ども、今回資料でお示した趣旨というのは、過去に掲げた目標に対して、今どのくらい進捗しているかというご確認をいただいて、今後必要な取り組みについてご意見をくださいということで出させていただきました。

過去に4名という目標に掲げたものについては、平成30年度に達成しましたので、これから、令和3年度から始まる6年計画に当たって、どういった強化が必要かということについて、あらためて案をお示ししてご意見を伺うという形になります。これはあくまでも現計画の目標に対する達成度という物差しでご判断いただければと思います。よろしく申し上げます。

○会長

今ご質問が出たようなこと、お答えいただいたようなことを含めて、この資料の読み方や趣旨を入れていただいた方がよい。そういう注記のようなものがあ

ると、委員も別の角度で質問をしやすくなるかと思えます。

○委員

私、この資料をいただいたときに、数字について根拠を探してもどこにも出ていない。この数字は、新たにお作りになったのかあるいは、公表していないというものなのか。その辺が分かりにくいと思って、ご質問を申し上げました。

○会長

事務局で整理して、議論が政策的に進むような形で資料をお作りいただく必要があるかと思えます。よろしく願いをいたします。

それでは、議事を進めます。基礎調査の予定がございます。ご説明をお願いいたします。

○事務局

資料3の説明

○会長

ありがとうございました。調査項目の内容は固まっていない部分もあり、検討の最中だと思います。何かご意見、ご要望等があれば、この段階でいただければと思います。

これは、具体的な内容、調査方法が固まった時点で、いろいろご意見をいただく伺う機会はありますか。

○障害者施策推進課長

基礎調査につきましては前回の計画の策定、それから前々回の計画の策定時に行っております。全体的な項目、あるいは内容については、これまでの調査を踏襲しています。それは、経過を見るということもありまして、基本的には同じにしています。今、最終的な精査をしているところでございます。基礎調査につきましては、障害者計画の懇談会でご意見を頂戴いたしました。そこで検討をしています。

○会長

基礎調査は、大事な施策の基礎資料になります。調査回答した方は比較的答えやすい環境にいらっしゃる方が多い。逆に言うと、回答が戻ってこない方が、実はいろいろな課題を抱えておられる可能性があるという。そういうことを含めて、調査の読み方の配慮が必要です。いい調査ができれば、いい計画ができるということだと思います。支援の担当に関わる委員の皆さまも、ぜひいろいろお知恵を出していただくとよろしいのではないかと思います。

日々の実践の中で、これは統計上、全体に広げて調査してほしいことがあるのではないかと思います。前例踏襲型の調査になりますけれども、そういう現場の

要望を踏まえていただけるといいかと。ぜひ専門部会の事務局からも、現場のお立場からご意見をさせていただく機会をつくっていただくといいのではないかと思います。

○委員

こういう調査のときに、いつも思うことですが、知的障害の子どもを持つ親としますと、調査項目で、客観的に答えられる、何日通っているとか、どこに通っているとか、どこに暮らしているかという、客観的な事実だけならば、基本的に親や家族でも答えることができます。

そういう客観的な事実は書けますが、でも、受けているサービスの満足度まで含むような項目は本当に難しいと思っています。どこに暮らしたいかなどは、本人に理解できていなければ、親の意向で答えるところも出てきます。知的障害の場合、数字って怖いないつも思っています。

でも、だからといって調べないわけにいかないし、それで上がってくる数字で行政の方は考えていかなければいけないという。そういうことを踏まえると、知的障害の人の回答に関しては、今、会長もおっしゃられたように、慎重に扱っていただくという必要があると思います。何十年も一緒に暮らしてきた親だから本人の意向を100%伝えられる、と思ひ込むこと自体が、権利の侵害だと思うことさえあります。ですから、その結果を慎重に扱っていただきたいとお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

○障害者施策推進課長

特に知的障害の方の当事者性、ご自身で書けるのかどうか等を含めての配慮、そういったことへのご意見だと思います。

まず、項目の中に、どなたが記入したかという項目がありますので、ご本人が書いたか、ご本人の意向を聞きながらご家族が書いたか、把握をさせていただきます。

それから、ご本人が書くという場合に、なるべく書きやすいようにしています。障害者計画懇談会の中でもご意見をいただきまして、今回、文字の大きさや字の間隔、ルビを振るなどの工夫をしております。またわかりやすいようにイラストを入れてほしいというご意見もいただいております。できる範囲で修正をさせていただきます。

ご本人の意向というのをつかむのは難しいと理解したうえで、結果を捉えなければいけないと思います。今回、基礎調査だけで計画を策定するということではありませんので、各団体にもご協力をいただいて、お話を伺い、計画に反映していきたいと考えているところです。

○委員

調査対象で、身体障害者 1,250 人という数になっています。身体障害者というのは、聴覚障害、視覚障害、いろいろあります。障害別で、選ぶのか。また、何人ずつ選ぶのか、教えていただきたいです。

○障害者施策推進課長

身体障害者と資料には書いてありますが、身体障害という枠全体で無作為抽出するのではなく、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などといったそれぞれの種別で、必要な調査数を確保するという形でやらせていただきます。そのトータルが 1,250 ということになります。

○委員

調査方法ですが、従来から郵送でやっておられる。前々から、申し上げているのですが、東京都は面接調査をやっています。非常に重要なデータになりますから、調査方法が、まず問題だと思いました。それから、調査項目について、私どもは事前に見ていないです。調査が届いてからようやく分かります。

精神障害者については本人の意向をくむ、どこに本当の意向あるのかというのは、極めて難しい問題です。国連から、わが国の成年後見制度は不完全であると。むしろ廃止すべきであると示されています。要するに障害者本人の意向をどうやってくみ取るのかということについて配慮されていないという指摘をしているわけです。

そういう意味では、調査については、基本的には、自分たちの意見を本当に表す方法がなかなかない。こういう調査については郵送という形をやめて、できれば面接の方向に持っていくような検討をしていただけないかと思いました。

本人の意向をくむというのは、簡単でないと思います。そういう意味では、ぜひ改善の方向に向けてご検討いただけないかというのが私の意見です。

○会長

この基礎調査は、世論調査と違います。これは業者の選定がものすごく難しい。昔は、東京都は民生行政基礎調査をやっていた時代があります。東京都そのものが調査員を抱えていて、直轄でマネジメントをした時代があったのですが、これは当時、余裕もあったし、単年度で成果を上げるという話ではなかった時代の話です。

郵送ではできないアプローチ、あるいは郵送で簡単な調査をした上で、もう一回詳しい面接調査をやるとか、いろんな調査上の工夫があるはずですが。これは今までのやり方はそれでやってきたからそれでいいということではないと思います。

数があればいいかということ、必ずしもそうではない。累計ごとに突っ込んだ調査を大学の研究室などをお願いするというやり方もある。

それから、障害者地域生活支援センターがこれだけ機能し始めて、積み重ねが

ありますので、そこで相談実務に応じている方が、肌身でニーズを感じておられると思います。そうすると、この調査の意味というのは、そういう相談の場に現れない、潜在している需要がどのくらいあるのか調査するというような整理の仕方もある。

先ほどからも当事者のお立場から、政策に生かせる結果が欲しいという、大変切実な要望をいただいています。調査体制のご検討というのは、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

○障害者施策推進課長

今回の調査会社ですが、プロポーザルという形で、選定をしています。また、精神障害者の調査ですが、基本的には統計上有意な数が取られるように発送をする予定です。前回の回収率を申し上げますと、43.4%でございました。今回は1,100名発送し、きちんと必要な標本数を取ろうということでやっています。

項目のお話もいただきましたが、障害者計画懇談会という会議で、各団体の皆さま、区民の方々、事業者、さまざまな方に入っている中で、調査票をお示しして、項目についてもご議論いただきました。その中で、先ほどご紹介をした知的障害の方への配慮の話、あるいは精神障害についてのお話もいただいております。

それから、前回調査と同じ項目と申しあげましたが、高齢者の介護保険の利用や家族支援について、障害者差別解消法が施行されたということで合理的な配慮についてなど、項目についても、今回新しい項目を加えて、調査をさせていただきます。

ただ、項目数については、あまり多くなってくると、負担が大きく回収が難しくなるので、それを含め項目を検討しております。

今回、基礎調査だけで計画をつくるということでは、もちろんございませんので、さまざまな当事者の方、それから支援される方々のご意見を頂戴いたしまして、計画を策定していきたいと考えています。

○会長

ありがとうございました。調査というのは政策の基礎ですが、なかなか基礎になりにくい。どういう調査をしたらいいかというのは、知恵の出どころになっております。

それでは、その次の議題、北町2丁目に多機能型地域生活支援拠点の整備を予定しております。この件について、よろしく願いをいたします。

○事務局

資料4の説明

○会長

ありがとうございました。ご質問はありますか。

○委員

北町の施設の設置主体ですが、いわゆる区立民営なのか、それとも完全に民間施設なのか、教えていただきたいです。

○事務局

こちらの整備につきましては、土地については、東京都の土地です。所有地を、ハッピーネットが土地を借りて、自ら建物を建てて、運営するという形です。区は財政支援等をさせていただきます。いわゆる民設民営での整備と捉えていただいて結構です。

○委員

民設民営であると、その事業者としては、国の報酬だけが収入になるのか、それとも区独自の予算措置があるのでしょうか。

○事務局

グループホームにつきましては、重度の方を受け入れるということで、他の民間で運営しているところと同様に、補助金を交付する予定です。

今回、特定相談支援と短期入所については、緊急時の受け入れ対応や、今後の高齢化を見据えた支援をしていただく予定です。一定の支援を検討しています。

○委員

質問させてください。こちらの定員が16名ということでしたが、先ほどの計画の重点事業、令和2年度目標として、10室程度となっているのですが、これはもともとの目標は10室だったけれども16に増えた。上方修正したということでしょうか。

北町2丁目ということは、かなり板橋に近い場所だと思います。重度の人のグループホームですから、昼間はどこか生活介護の事業所に通う形になるかと思います。練馬区で生活介護をやっている福祉園よりも、むしろ板橋区にある生活介護事業所のほうが近い場合もあると想像します。そうすると、利用対象者とか、希望者というのは区の補助金を使って、区の事業として始めるとしても、希望するならば板橋区の人でも利用できる。つまり、練馬区の人しか入居できないということは言えないのですか。板橋に限らず、練馬区外の人でも希望しても構わないということでしょうか。

3点目です。このハッピーネットは生活介護もやっていると伺っています。埼玉が本部で、そこではやっているということで、ホームページとかを開いてみました。民間の他の事業者では、1日の生活の様子が分かるようなホームページが多いのですが、このハッピーネットに関しては、この夏ぐらいの段階で、どういう実態のところなのか分からなかったです。重度の方は、見守りなり、支援なり、

手厚い支援が必要ですが、それに慣れているのかというのが、不安です。安心材料があるということであれば、教えていただきたいと思います。その3点、よろしくをお願いします。

○事務局

3点ご質問をいただきました。一点目は計画のほうで10室程度という目標でしたが、16室整備をさせていただくということになりました。委員ご指摘のとおり、上方修正ということです。当初よりもさらにプラスで整備ができるということで捉えていただいてよろしいかと思えます。

2番目に、板橋に近いということで、板橋区民や、区外の方も受け入れるのかということをございますけれども、こちらにつきましては、今回の募集については練馬区民の方が応募できるということにさせていただいています。ただ、一方で、今回、土地をお借りするのが東京都ですので、練馬区民限定にはできない。都民の方に広く使っていただきたいというのが、東京都のご趣旨ですので、まずは練馬区民の方を優先に入れさせていただいて、埋まらない場合については、今後練馬区外の方も入るといった想定はありますが、今のところ練馬区民の方を優先的に受け入れたいと考えてございます。

3点目ですが、ハッピーネットは通所事業も実施しています。ハッピーネットについて、今回のこの整備事業に当たって、練馬区から、東京都にハッピーネットを希望するというので意見書を出させていただいています。実際ハッピーネットの施設に行き、どのような支援をしているのか、施設を拝見して、この事業者が重度の障害者の支援をしているということを確認しました。その点についてはご安心をいただいてよろしいかと思えます。

視察に行ったところについては、板橋の若葉ゆめの園です。練馬区から比較的近いところの施設を拝見しています。

○委員

この拠点ができるということで、大変心強く思っております。その中で、短期入所のショートステイ4室、これがレスパイト利用とか、介護者の急病等、緊急時利用できるということで、これもすごく安心なものだなと思えます。報酬の問題もあると思いますが、1室、必ず空いているというような状況ができるのでしょうか。これがないと、本当の緊急時に行く場がないということになると思えます。運営は難しいかもしれませんが、1室は必ず空いているというような状況になってもらいたいと思えます。

それから、重度障害者向けのグループホームですが、医療的ケアをどれぐらいまでするのか。あるのかないのか、どれほどの医療的ケアをするという形か教えていただきたいです。

あと、強度行動障害の人も受け入れるのかということをお聞きしたいと思います。

○事務局

ショートステイの空室確保ですが、1床確保すると、かなり稼働率が落ちてしまうというのが現状でございます。事業所と調整をしているところですが、施設内で、空いている部屋で緊急時でも受け入れる体制について検討してもらいたいと思っております。報酬改定の中で、定員超過しても受け入れる体制に報酬も変わっています。そちらを活用して、受け入れる体制を図ってまいりたいと考えています。

それから、医療的ケアにつきましては、今、事業者と調整中でございます。12月実施の説明会で事業者から医療的ケアの範囲についてご説明があると思います。どこまでできるかということについては、説明会で、ご説明できればと思います。

強度行動障害の方につきましては、入居される方の状況などを踏まえて、どのような方が、共同生活の中で適応できるかかということも、事業者ともきちんと検討させていただいて、支援ができるということであれば、受け入れできればと考えています。

○会長

ありがとうございました。

地域住民の要望にきちんと対応する。当事者に対応して、いいサービスをつくり出すという協同関係みたいなものを、ぜひつくっていただきたいと思います。区の役割として、いい施設に育てていくような視点を持っていただきたい。障害、とりわけ重度の場合は、例のやまゆりの話がありました。人をどういう形で得るかというのは、とても大事だと思いますので、そういうことを含めて関わっていただきたい。

それでは、これで一応議題は終わりでございますが、もう一つ事務局から報告があるようです。よろしく申し上げます。

○障害者施策推進課長

事務局でございます。前回の自立支援協議会において、委員から土曜日、日曜日、週末におけるグループホームの支援の状況はどうなっているのだろうかというご質問をいただきました。ご意見を確認するため、区内でグループホームを運営する28事業者に対して、週末や祝日、年末年始など、長期休暇におけるグループホームの支援状況につきまして、アンケートを行いました。

本日、机上に配布させていただきましたアンケートを事業所に送付しているところです。今回は口頭にて情報提供をさせていただきます。アンケートを送付した28事業所、全てから回答をいただきました。回答のうち、半数の事業所は週末にサービスを提供していない時間があるという回答がありました。重度の障害者の入居するグループホーム、2事業所ございますが、支援で必要としている人員を確保できず、入居者は週末、ご自宅へ帰宅している状況だということが分かりました。

区は事業者に対して、土曜日、日曜日の支援の体制を整えるよう指導しております。事業所からは、土曜日、日曜日の支援を実施するため、現在人員の確保などに取り組んでいると聞いてございます。

その他のグループホームにつきましては、現在週末帰宅の状況について引き続き確認をしています。

グループホームの指定、および指導の権限は東京都にありますので、状況については東京都に情報提供をするとともに、区は東京都と連携し、必要な対応をしていきます。地域生活の支援のため、居住の場としてグループホームは大切な地域資源になっています。グループホームが適切に運営され、入居者が安心して生活する場であるよう、区としても事業所を指導してまいります。

○会長

ありがとうございました。グループホームでは、職員の勤務条件と、利用者の必要とする支援、それから利用者の家族の要望との折り合いをどうつけるかというのは、本当に難しい問題だと思います。実態の把握を含めて、必要な場合には東京都に協議をしていただくと、そういうことになろうかと思います。大事な報告をいただきました。ありがとうございました。

それでは、これで協議会は終わらせていただきます。

— 了 —